

令和3年に変形労働時間制を導入する場合の留意点について

・変形労働時間制を導入するにあたって労働基準監督署に労使協定届をご提出いただく際、労使協定届に添付資料として勤務カレンダーを添付いただくこととなっています。

・令和3年は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が開催される関係から、国民の祝日である海の日が7月22日、スポーツの日が7月23日、山の日が8月8日に移動され、これに伴って8月9日が振替休日となります（下表参照）。

・このため、令和2年以前と同様に、令和3年も海の日・スポーツの日・山の日の祝日を所定休日にする場合は、これらの祝日が上記のとおり移動していることに留意して労使協定を締結の上、労使協定届をご提出ください。

令和3年 7月							令和3年 8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	山の日 8	振替休日 9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	海の日 22	スポーツの日 23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30	31				

令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第32条第2項、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第2項による移動等

変形労働時間制の導入に関するご不明点については、佐渡労働基準監督署までお問い合わせください。労働時間相談支援・指導班が日程調整の上、個別に事業場を訪問してご説明することもできます。

佐渡労働基準監督署